

福岡市地域デビュー応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域デビュー応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、自治会・町内会（以下「自治会等」という。）が主体的に行う住民同士の交流活動の新たな取組みを支援し、住民の自治意識の醸成と自治活動への参画を促進することを目的として交付するものとする。

(補助対象団体)

第3条 補助金を交付する対象となる団体は、福岡市内の自治会等とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、自治会等への加入・未加入にかかわらず、町内の幅広い世代の住民が気軽に楽しく参加できる住民同士の交流事業で、企画・準備・実施等に広く住民のボランティアを募るなど、多くの住民の参画を得ながら実施する事業で、次に掲げるものとする。

(1) 新規事業 新たに企画・実施する事業

(2) リニューアル事業 既存の事業をリニューアルし、従前よりも多くの住民の参加や住民同士の交流の促進が図られるような新たな工夫をこらした事業

2 前項の事業は、補助対象団体が行う事業であって、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 市の他の補助金の交付を受けている事業又は補助対象となる事業。ただし、別事業とみなしうる場合は、この限りでない。

(2) 営利を目的とする事業

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする事業

(4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業

(5) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助金を交付する対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表に掲げる経費及び補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費については、補助対象外とする。

(補助金の内容)

第6条 補助対象経費に対する補助金の額は、次の表の事業区分に応じ、それぞれ同表に掲げる補助率及び補助金の限度額により算定した額とする。

事業区分	補助率		補助金の限度額
新規事業	1年目	5分の4以内	100,000円
	2・3年目	2分の1以内	50,000円
リニューアル事業	1～3年目	2分の1以内	50,000円

2 補助金は、1団体につき1事業に限り、3年を限度として交付することができるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域デビュー応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請団体の規約及び役員名簿
- (4) 補助金申請の前年度に申請団体が行った事業の実施状況がわかる書面（事業報告書等）及び決算書
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 区長は、第7条の申請があったときは、申請団体が構成団体となっている自治協議会の代表者の意見を参考に、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、地域デビュー応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を当該申請団体に交付するものとする。

2 区長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(補助対象事業の変更)

第9条 補助金の交付を受ける団体（以下「補助団体」という。）は、補助金交付の決定の通知を受けた後において、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ地域デビュー応援事業補助金交付変更申請書（様式第3号）を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（軽微の変更を除く。）をする
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了しない

(関係書類の整備)

第10条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

2 区長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第11条 補助団体は、補助対象事業が完了したときは、速やかに地域デビュー応援事業実績報告書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に報告しなければならない。

(1) 事業収支計算書

(2) 補助対象事業の経過又は成果を証する書類等区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 区長は、前条の報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを地域デビュー応援事業実績調査確認書（様式第5号）をもって調査確認し、適合すると認められたときは交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に地域デビュー応援事業補助金確定通知書（様式第6号）をもって通知しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の有効期限は、平成29年3月31日までとする。ただし、補助効果の検証を行い、継続が必要と判断される場合は、これを延長することができる。

別表 補助対象外経費

経費区分	内容
人件費	団体役員・スタッフの手当・賃金等
団体の経常的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料等
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査などの活動の中心となる部分の委託
食糧費	団体役員・スタッフの打ち上げ・懇親会等。 ただし、酒類代を除く事業実施のため必要な、昼食代、弁当代、茶菓代は補助対象とし、限度額を設定する。 ・昼食代・弁当代 1人500円以内（ただし、講師については1人1,000円以内とする。） ・茶菓代 1人200円以内
市外旅費	区長が特に必要と認める場合は、対象とすることができる。

(様式第1号)

地域デビュー応援事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

(あて先) 区 長

住 所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

平成 年度地域デビュー応援事業補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 事業名
- 2 補助金の申請額
- 3 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) 申請団体の規約
 - (4) 申請団体の役員名簿
 - (5) 補助金申請の前年度に申請団体が行った事業の実施状況がわかる書面
(事業報告書等) 及び決算書

(様式第1号の1)

事業計画書

自治会等の名称	区 校区・地区	
地域デビュー応援事業補助金の補助対象となる事業	事業の名称	
	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規事業（年目） <input type="checkbox"/> リニューアル事業（年目）
	事業の内容	
	実施にあたって工夫する点	(ボランティアや多くの参加者を得るための工夫、住民同士の交流を深めるための工夫など)
	事業の実施期間	平成 年 月 日() ~ 平成 年 月 日()
	参加見込み人数	人
	総事業費	円
	担当者 フリガナ 氏名	
	住所	区
電話番号		
FAX番号		

(様式第1号の2)

事業収支計画書

事業名

団体名

1 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
補助金(交付申請額)		
自主財源		
その他の収入		
総額		

2 支出の部

(単位：円)

区分	内訳	予算額	備考
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
	総額		

(様式第2号)

地域デビュー応援事業補助金交付決定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

区 長

平成 年 月 日付をもって申請のあった地域デビュー応援事業補助金について、
下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 事業名

2 補助決定金額

3 補助金交付予定期限

4 補助条件

- (1) 補助対象事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（区長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げができる期間は、この交付決定通知書受領の日から14日以内とする。
- (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市地域デビュー応援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

(様式第3号)

地域デビュー応援事業補助金交付変更申請書

平成 年 月 日

(あて先) 区 長

住所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

平成 年 月 日付第 号で交付決定の通知を受けた補助金について交付の変更を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業名

2 補助金の交付変更申請額

- (1) 変更申請額
- (2) 既交付決定額
- (3) 変更増減額

3 変更理由

4 関係書類

- (1) 事業計画書（変更後）
- (2) 事業収支計画書（変更後）

(様式第4号)

地域デビュー応援事業実績報告書

平成 年 月 日

(あて先) 区 長

住 所
団体名
代表者職・氏名
電話番号

平成 年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 事業の実施期間
- 3 事業の実施状況
 - (1) 事業実施状況報告書及び成果を証する書類等
 - (2) 事業収支計算書
- 4 補助金の交付決定額と精算額
 - (1) 補助金の交付決定額
 - (2) 補助金の精算額

(様式第4号の1)

事 業 実 施 状 況 報 告 書

自治会等の名称		区 校区・地区
地域デビュー応援事業補助金交付事業	事業の名称	
	事業区分	<input type="checkbox"/> 新規事業（ 年目） <input type="checkbox"/> リニューアル事業（ 年目）
	事業の実施内容	
	工夫した点の成果 及び改善が必要な 点など	(ボランティアや多くの参加者を得るための工夫や、住民同士 の交流を深めるために工夫したことなど)
	事業の実施期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
	参加人数	人 (うち、地域デビューした人数 人)
	総事業費	円
	フリガナ 氏名	
	住所	区
電話番号		
FAX番号		

※ 成果を証する書類として、広報チラシや写真等を添付すること。

(様式第4号の2)

事業収支計算書

事業名

団体名

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
補助金(交付決定額)		
自主財源		
その他の収入		
総額		

2 支出の部

(単位：円)

区分	内訳	決算額	備考
補助対象経費			
	小計		
補助対象外経費			
	小計		
	総額		

(様式第5号)

地域デビュー応援事業実績調査確認書

平成 年 月 日

確認者 所 属
職 名
氏 名

平成 年 月 日付地域デビュー応援事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記の事項について相違がありました。

記

(様式第6号)

地域デビュー応援事業補助金確定通知書

第 号
平成 年 月 日

様

区 長

平成 年 月 日付地域デビュー応援事業実績報告書により、同事業補助金の額を下記のとおり確定しましたので通知します。

記

- 1 事業名
- 2 補助確定金額
- 3 補助条件 福岡市補助金交付規則及び福岡市地域デビュー応援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること